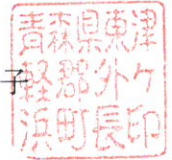




農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

外ヶ浜町長 山崎 結子



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
上小国地区（上小国）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 2 月 17 日

3. 地域の人と農地の現状

上小国地区では、地域の中心となる経営体として個人 1 名と認定農業者で農事組合法人「上小国ファーム」が位置づけられているが、地域における担い手は十分ではない状況にある。

また、農地について、平成 20 年度着手の経営体育成基盤整備事業により区画整理された農地(48ha)を始めとし、全ての農用地が農事組合法人「上小国ファーム」へ集積されている。

4. 今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
1 法人、1 個人

5. 4 から見た地域における中心経営体の確保状況
中心経営体はいるが十分ではない

6. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者及び農業リタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

- 上小国地区の農地利用は、「2. 今後の地域の中心となる経営体」に記載の組織、個人が中心となって担っていく。
- 収益の確保や生産経費の削減等の経営改善に取り組み、経営の発展を図る。
- 大型機械の導入により大区画ほ場における作業の効率化を図り、余剰労働力を活用した高収益作物の取組拡大により、収益の向上を図る。
- 集落ぐるみの農業生産体制を強化し、農地及び生産活動の維持を図る。
- 米粉等を活用した商品開発・販売の取組や、他集落及び関係団体等と連携した地産地消の推進など、地域資源を活用を通して地域の活性化を図る。
- ほ場整備未実施の農地におけるほ場整備の実施により、生産基盤の強化を図る。